

ID: 30-2

担当部署: 建設水道課

処分の概要	権利の譲渡の承認		
例規名 根拠条項	村田町公共物管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成13年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (権利の譲渡)</p> <p>第10条 第4条の許可に基づく権利は、町長の承認を受けなければ譲渡することができない。</p> <p>2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けたものは、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>財政課 建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日